（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号イ中「事項」の下に「（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）」を加え、「（外国人にあっては、外国人登録原票の写し）」を削る。

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第十二条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号イを次のように改める。

イ　戸籍の謄本又は抄本（外国人にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。））

（警備員等の検定等に関する規則の一部改正）

第十三条　警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項第一号中「事項」の下に「（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）」を、「限る。」の下に「次条第二項において同じ。」を加え、「（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

第十五条第二項中「（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

（遺失物法施行規則の一部改正）

第十四条　遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号中「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める。

第二十八条第三項第一号イを次のように改める。

イ　住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。